（食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改正）

第三条　食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第９号（第18条関係）

○　○

甲

収　去　証

記　号	
番　号	

1　被収去者の住所又は営業所所在地
2　被収去者の氏名又は法人名
3　収去品名
4　収去数量
5　収去目的
6　収去日時　平成　年　月　日午前後　時
7　収去場所

健康増進法第27条第１項（同法第29条第２項及び第32条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上記のように収去する。

平成　年　月　日

収去者　所属庁　職　所属庁印　　氏　　名㊞

備考

※教示事項について（別紙）参照

備考
1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。
2　所属庁印は、赤色とする。
3　この用紙は、甲片及び乙片の２片とする。
4　乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び㊞を省略するとともに、「収去証」を「収去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

○　○

（別紙）

＜教示＞

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

＜参照条文＞

○健康増進法（平成14年法律第103号）（抄）

（特別用途食品の検査及び収去）

第27条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

２～５　（略）

（権限の委任）

第35条　（略）

２　（略）

３　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

４・５　（略）

備考
1　教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。
2　教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。

第四条第二項中「（のうち同条第一項第三号に掲げる事務（特定食品関連事業者以外の食品関連事業者に関するものに限る。）に係るものについて」を削り、同項第一号中「又は物件」を「若しくは物件」に改め、「要求」の下に「又は立入検査若しくは質問」を、「食品関連事業者」の下に「又はその者とその事業に関して関係のある事業者」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「又は」を「若しくは」に改め、「要求」の下に「又は立入検査若しくは質問」を加え、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第十項までを二項ずつ繰り上げる。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第１号（第２条関係）

○　○

甲

収　去　証

記　号	
番　号	

1　被収去者の住所又は営業所所在地
2　被収去者の氏名又は法人名
3　収去品名
4　収去数量
5　収去目的
6　収去日時　平成　年　月　日午前後　時
7　収去場所

食品表示法第８条第１項の規定に基づき、上記のように収去する。

平成　年　月　日

収去者　所属庁　職　所属庁印　　氏　　名㊞

備考

※教示事項について（別紙）参照

備考
1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。
2　所属庁印は、赤色とする。
3　この用紙は、甲片及び乙片の２片とする。
4　乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び㊞を省略するとともに、「収去証」を「収去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

○　○

（別紙）

＜教示＞

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

＜参照条文＞

○食品表示法（平成25年法律第70号）

第８条　内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

２～９　（略）

第15条　内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

２～４　（略）

５　第１項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第５条第１項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

備考
1　教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。
2　教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。